

掛川市道路・公園照明灯LED化  
ESCO事業

実施要項

令和5年11月  
掛川市

## 1 事業の趣旨

掛川市（以下「市」という。）は「第2期掛川市環境基本計画」及び「第3期掛川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、温室効果ガス排出量を削減し、気候変動の影響に適応した社会づくりを目指している。しかしながら、現在市が管理している屋外照明灯のうち、LED化されているものは約30%にとどまっている。

加えて、平成25年10月に採択され、平成29年8月に発効された国際条約「水銀に関する水俣条約」により、水銀ランプの製造及び輸出入が令和3年より禁止となったことから、水銀ランプの交換を早急に進める必要がある。

上記の市を取巻く環境を鑑み、掛川市道路・公園照明灯LED化ESCO事業（以下「本事業」という。）においては、屋外照明灯について、大幅な省CO<sub>2</sub>化が見込まれるLED化を骨格とした設備改修を行い、ゼロカーボンシティへの取組みを確実に実行していくものとする。

なお、本事業においては、設備導入及び維持管理業務等において、民間のノウハウ、技術的能力を活用しつつ地域経済の発展を図れる「ESCO（Energy Service Company）事業」を導入することとしており、この趣旨と目的に合致する優れた民間事業者の提案を受けるために、提案の募集を公募型プロポーザルにより行うものである。

## 2 事業概要

### (1) 事業名称

掛川市道路・公園照明灯LED化ESCO化事業

### (2) 契約方式及び契約期間

#### ア) 契約方式：ESCO契約（シェアード・セイビングス契約）

特記事項：シェアード・セイビングス契約とは、事業者の資金により省エネルギー改修を行い、市が事業者と光熱費等の削減保証を行うことを含めた契約を締結し、改修等の対価を分割して支払うことを指す。

#### イ) 契約期間

契約締結日から令和17年3月31日まで

ESCOサービス期間：令和7年4月1日から令和17年3月31日まで（10年間）

### (2) 事業費限度額

268,400,000円（消費税及び地方消費税 24,400,000円を含む）

本限度額は、契約金額の上限を示すものであり、市とこの金額で契約を約束するものではない。

### (3) 事業対象

事業対象は下記のア)～イ)の2設備とし、維持管理事業における維持管理（以下「維持管理」という。）の対象に、ウ)の市が新設した照明灯及び市に移管される照明灯を加える。

なお、既にLED化されている設備は更新対象には含めないが、維持管理の対象とする。

#### ア) 道路照明

掛川市都市建設部維持管理課の管理する道路照明灯。

1,778灯（内LED化済の636灯については、調査・管理標設置・台帳、保守のみ）

#### イ) 公園照明

掛川市都市建設部維持管理課の管理する公園に設置されている公園照明。ただし、トイレの照明は対象外とする。

531灯（内LED化済の50灯については、調査・管理標設置・台帳、保守のみ）

※ア)～イ)については、別紙1「既設道路・公園照明灯 灯数内訳」を参照すること。

ウ) 維持管理事業期間中に新設したLED照明灯

市が新設したLED照明灯及び開発行為等において原因者負担により新設され、市に移管されるLED照明灯の維持管理についても維持管理事業に含むものとする。

#### (4) 事業内容

ア) 現地調査及び照明灯簡易点検

イ) 電力契約の整合

ウ) 事業対象設備の設置に関する計画・施工・施工管理

エ) 事業対象設備の管理システムの構築・維持及びデータの作成・更新・維持

オ) 道路・公園照明灯管理標の設置

カ) 既存道路・公園照明灯の撤去・リサイクル・廃棄処分

キ) 事業対象設備の維持管理・保証・点検（無償修繕等）

ク) 省エネルギーの効果検証

コ) その他

### 3 応募条件

#### (1) 応募要件

ア) 応募者は、本事業を行う能力を有する単独企業もしくは複数企業で構成するグループとする。なお、応募者は全て日本国内の企業とする。

イ) グループで応募する場合は、事業役割になる代表者を1者選定し、その代表者が市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負うものとする。

ウ) 応募者は、参加表明時に、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

エ) 応募者は、応募を含む提案や契約に諸手続きを行う。

オ) グループの代表者及び構成員は、他のグループの代表者、構成員に入ることはできない。

#### (2) 応募者の役割

ア) 応募者は、次の役割をすべて担い、グループの場合は、各構成員が以下の役割を分担するものとする。なお、役割は兼務することができるものとし、その他役割は複数の企業で構成することも可とする。

① 事業役割：市との対応窓口及び契約等の諸手続きを行い、事業遂行の責を負う。

② 調査・設計役割：設備設計及び電力契約の整合に関する業務を実施する。

③ 施工役割：施工計画及び管理・施工に関する業務を実施する。

④ 維持管理役割：維持管理に関する業務を実施する。

⑤ 金融役割：資金調達業務等の業務を実施する。

⑥ その他役割：上記①～⑤以外の業務を実施する。なお、応募者の判断によりその他役割から適宜役割を抽出し、新たな役割を追加することができる。

イ) 応募者は、各役割でそれぞれ事業者が異なる場合、各事業者間の役割に関する協定書もしくは合意書を市に提出すること。なお、その協定書及び合意書には、役割の構成事業者全員が、市に対し連帯責任を負う旨の条項を含むこと。

(3) 応募者の資格要件

応募者の資格要件は次のとおりとする。

ア) 応募者は、参加表明書及び資格確認書類により、本募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

イ) 応募者は、各種対策により対象設備の省エネルギー効果を提案できる者であり、削減量が達成できない場合は、保証措置を講じることができる者であること。

ウ) 応募者は、維持管理及びシステムサポートを円滑に行うため、迅速な対応ができる者であること。

エ) 応募者のうち1社は道路灯又は公園灯の1事業2,000灯以上の事業役割としてのESCO事業実績(国の機関、地方自治体または公共団体等が発注した業務を直接受注したものに限る。)を有すること。ただし、設備導入中(施工中)のものは実績に含まない。

オ) 施工役割を担う者に必要な条件は以下の通りとする。

① 掛川市令和5・6年度\_入札参加資格者名簿における建設工事に登載されている者。

② 電気工事業の特定建設業許可を有している者。

カ) 維持管理役割を担う者に必要な条件は以下の通りとする。

① 掛川市令和5・6年度\_入札参加資格者名簿における建設工事に登載されている者。

キ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していないこと。

ク) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。

ケ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

コ) 次に該当しない者。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者。

② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められる者。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている構成員であると認められる者。

⑥ 国税及び地方税を滞納している者。

サ) 本プロポーザルに参加しようとする他の者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

(4) 地元業者の活用

施工及び維持管理役割の下請け業者の選定においては、可能な限り市内の電気事業者を優先的に活用し、地域への経済波及効果に資するよう十分に配慮すること。

#### 4 応募に関する留意事項

##### (1) 費用負担

応募に関するすべての書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。

##### (2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、市は応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

##### (3) 知的財産の取扱い

本事業の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとする。

##### (4) 市からの提供資料

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

##### (5) 応募者の複数提案の禁止

応募者の提案は1件を上限とする。

##### (6) 複数の応募所の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

##### (7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行い、市が認めたときはこの限りではない。

##### (8) 提出書類の変更の禁止

提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、市が認めたときはこの限りではない。なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

##### (9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合、若しくは重要な事項を記載しなかった場合は、参加表明書又は提案書を無効とし、失格とする。

##### (10) その他

本事業提案への応募者が1者であった場合であっても、市の定める評価得点を上回る提案であった場合は、最優秀提案者として契約に向けて交渉を行う。

#### 5 事業者選定の流れ

##### (1) 応募者の要件

本事業提案募集への応募者は「3 応募条件」で定める資格要件を満たす者とする。

##### (2) 応募資格要件の確認及び提案要請

参加表明した者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書（電子メール）で要請する。

##### (3) 最優秀提案者及び優秀提案者の選定

掛川市道路・公園照明灯 LED 化 ESCO 事業に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において提案内容を審査し、最優秀提案者1者（以下「優先交渉権者」という。）

及び優秀提案者1者（以下「次選交渉権者」という。）を選定する。

(4) 詳細協議

市は、優先交渉権者が提案書に基づき作成する電気料削減等の資料及び最終提案書により、契約締結の諸条件について、優先交渉権者と協議を進めるものとする。

(5) 事業者の選定

市は、優先交渉権者との協議が整い次第、優先交渉権者を契約事業者（以下「事業者」という。）とする契約を締結する。優先交渉権者との協議が整わない場合は協議を打ち切り、次選交渉権者と契約締結の諸条件について協議を行う。なお、契約までの費用については優先交渉権者又は次選交渉権者の負担とする。

6 事業全体スケジュール

(1) 事業スケジュール

本事業は、次の日程で行う。

	項目	日程
1	募集要項の公表（ホームページで公開）	令和5年11月27日
2	質問受付期間	令和5年11月27日～令和5年12月4日
3	質問回答	令和5年12月8日
4	参加表明書受付期間	令和5年12月11日～令和5年12月18日
5	参加資格確認結果の通知 提案要請書の通知	令和5年12月22日
6	提案書の受付	令和6年1月4日～令和6年1月24日
7	プレゼンテーション、ヒアリング	令和6年2月上旬
8	優先交渉権者の決定、選考結果通知	令和6年2月下旬
9	契約	令和6年3月下旬
10	現地調査・計画・施工	契約締結の翌日～令和7年3月31日
11	維持管理（ESCO サービス期間）	令和7年4月1日～令和17年3月31日

(2) 本提案募集の手続き

本プロポーザルの公募を以下のとおり行う。

ア) 募集要項の公表

令和5年11月27日から市公式ホームページにて公表する。

イ) 募集要項に対する質問

① 質問書の提出

本件に関し質問がある場合は、質問書（様式第1号）を提出することができる。質問書は以下のとおり提出すること。なお、本件の趣旨からかけ離れた質問や、電話又は来訪による口頭での質問及び期限を過ぎた質問は受け付けない。

② 提出期間

令和5年11月27日午前9時00分から令和5年12月4日午後4時00分までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除く。

③ 提出方法

電子メールとし、表題に「掛川市道路・公園照明灯 LED 化 ESCO 事業質問書」と明記する。  
なお、送信者に翌営業日までに到着確認メールを市より送信する。届かない場合は市に電話にて確認を行うこと。

④ 提出先

事務局へ提出（「11 事務局」P.12 参照）

⑤ 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和 5 年 12 月 8 日に市公式ホームページに掲載することとし、回答に関する電話、口頭による個別対応は行わない。また、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断した場合は、回答を行わない。

ウ) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、参加表明書及び資格確認に必要な書類を以下のとおり提出すること。

① 参加表明書の受付期間

令和 5 年 12 月 11 日午前 9 時 00 分から令和 5 年 12 月 18 日午後 4 時 00 分までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除く。

② 提出方法

持参による。

③ 提出先

事務局へ提出（「11 事務局」P.12 参照）

④ 参加表明時の提出書類

以下の提出書類を綴じたものを正 1 部、副 2 部提出すること。

次の書類に、それぞれ書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A 4 縦長ファイルに綴じたものを提出すること。また、各書類の様式に記載されている添付書類も合わせて提出すること。

<参加表明作成書類>

a 参加表明書（様式第 2 号）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し、提出すること。

b グループ構成表（様式第 3 号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、施工役割、維持管理役割、その他の役割（分担名を記載すること））を明確にすること。

グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた合意書（契約書又は覚書等）の内容を添付すること。

C 企業概要等

- ・企業概要（様式第 4 号の 1）
- ・企業状況表（様式第 4 号の 2）
- ・有資格技術職員内訳表（様式第 4 号の 3）
- ・各役割の業務実績表（様式第 4 号の 4）
- ・ESCO 関連事業実績一覧表（様式第 4 号の 5）

d 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第 5 号の 1）

e 役員等氏名一覧表（様式第5号の2）

f 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3か月以内に発行されたものとする。

g 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で、受付日前3か月以内に発行されたものを綴じたものとする。

h 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税及び法人市民税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

i 財務諸表等

最新決算年度とその前年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたものを提出すること。

なお、写しでも可とする。また、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表等も添付すること。

エ) 参加資格確認結果、提案要請書の通知等

令和5年12月22日に参加資格の確認結果及び提案要請書を応募者（代表者）に文書で連絡する。

オ) 参加を辞退する場合

提案要請書を通知された応募者が以降の選定参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日の前日午後4時00分までに提案辞退届（様式第6号）を1部、事務局に持参すること。

カ) 事業提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、本プロポーザルの事業提案書を以下のとおり提出すること。

① 受付期間

令和6年1月4日午前9時00分から令和6年1月24日午後4時00分までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除く。

② 提出方法

持参による。

③ 提出先

事務局へ提出（「11 事務局」P.12 参照）

<事業提案時の提出書類>

応募者は次の提出書類を作成し、各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを提出すること。また、各様式に記載される添付書類についても合わせて提出すること。

a 提案書提出届（様式第7号）

b 提案総括表（様式第8号の1～第8号の2）

c 現地調査及び電力契約の調査・照合に関する提案書（様式第9号）

d 使用機器提案書（様式第10号）

e 工事中の対応・廃棄計画書（様式第11号）



- f システムに関する提案書（様式第12号）
- g 維持管理等提案書（様式第13号の1～第13号の2）
- h 業務工程計画書（様式第14号）
- i 事業資金計画書（様式第15号）
- j 計測・検証計画書（様式第16号）
- k 契約終了後の対応（様式第17号）

キ) その他

- ① グループの代表企業が提出すること。
- ② 原則A4判の用紙とする。また、カラー印刷も可とする。
- ③ 提出部数は正1部 副5部とする。
- ④ 各様式の注意事項をよく確認して作成すること。

7 提案書に係る記載事項等

(1) 基本事項について

ア) 提案書の無効

本プロポーザルは本事業についての提案を求めるものであり、募集要項に記載された事項以外の提案書又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない提案書については、提案を無効とする。

イ) 提案書の様式について

別紙「掛川市道路・公園照明灯 LED 化 ESCO 事業プロポーザル提出書類様式」に示すとおりとする。なお、文字サイズは原則として 10.5 ポイントを基本とするが、可読性に配慮したサイズの使い分けは可とする。

ウ) 会社名等の表示について

各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示を一切付してはならない。

(2) 作成方法について

CO2 削減根拠等についての資料作成にあたっては、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック ([http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz\\_local/gbhojo.html](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html))」を参考とすること。

ア) エネルギーに関する計算は、次の換算値で行うこと。

エネルギー種別	1次エネルギー換算	CO2 排出係数
電 気	9.76 (MJ/kWh)	0.449 (kg-CO2/kWh)

イ) 電気料金は、別紙2「電気料金実績及び維持補修料金 詳細資料」を基に算定すること。

ウ) 消費税率及び地方消費税の合計は、10%として算定すること。

8 提案書における提示条件

応募者は次の条件に基づき提案書を作成する。

- (1) シェアード・セイビングス契約を実施できること。
- (2) 市の事業スケジュールに基づき、調査、工事等を遂行することができること。
- (3) 維持管理計画書を提出し、市の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行えること。
- (4) 維持管理事業期間中に市が新設した LED 照明灯や、開発行為等により維持管理者以外のものが設置し、市に移管される LED 照明灯についても、システムにデータを反映したうえで契約終

了まで維持管理を行うこと。

- (5) 「6 事業全体スケジュール」で示した工事期間内に工事が完了しない場合、LED 化工事が完了するまで、電気料金を含む遅延に起因する費用は事業者が負担すること。ただし、災害又は天候不順等の理由により工期の延長を検討する必要がある場合は、安全確保の見地から、市と協議を行うものとする。

## 9 審査及び審査結果の通知

### (1) 審査

市が設置する選定委員会が、事業計画、実施体制、使用機器及び管理システム、維持管理、環境及び安全性への配慮、市経済への寄与、機器や省エネ保証などの観点から総合的な審査を行い、最優秀提案者1者（以下「優先交渉権者」という。）及び優秀提案者1者（以下「次選交渉権者」という。）を選定する。

なお、評価基準表の公開は行わないが、審査においては次の事項を重視する。

- ア) 経営状況や資金計画などから判断して、10年以上の期間にわたる本事業の内容を市の計画通りに実施することが可能か、具体的に確認できる提案であること。
- イ) 電気料金の削減額など、市の予定利益総額が大きいこと。
- ウ) 設備導入に係る費用、維持管理に係る費用の内訳が明瞭かつ妥当であること。
- エ) 安定的に事業を実施、継続できる計画となっていること。
- オ) 対象設備の施工及び施工管理・工程管理について、具体的で確実性のある計画となっていること。
- カ) 使用する LED 照明灯は、国内メーカーの製品であること。
- キ) 照明灯の LED 化に伴い想定される、住民等からの苦情等についての対応が、具体的かつ充分であること。
- ク) 市が要求する照度を満たす灯具であることが具体的に確認できる提案となっていること。
- ケ) 既設のデザイン照明灯について、改修方法の具体的な提案があること。
- コ) 設備の修繕等について、対応方法や連絡体制等、具体的な提案があること。
- サ) 設備の維持管理・保証（無償修繕等）について、具体的な提案があること。
- シ) 市内工事業者の積極的な活用など、市経済への寄与に貢献できることが具体的に示された提案であること。
- ス) 本募集の趣旨を十分理解し、提案に独自の工夫やノウハウ等を活用し、効的・効果的な事業実施が期待できること。
- セ) 本事業の実施により、エネルギー起源 CO2 の排出が確実に削減されることが確認できること。
- ソ) 管理システムの具体的な操作性、視認性、運用支援体制等が示されていること。
- タ) 事業期間中における、不具合及びトラブル発生時の迅速かつ現実的な対応が可能な体制が整っていること。
- チ) 現実的な事業スケジュールとなっていること。
- ツ) 提案が全体としてバランスが良く、優れていること。

### (2) 提案評価

#### ア) 審査日程及び方法

日程：令和6年2月上旬を予定

※応募者数により時間割を行い、改めて市より連絡をする。

方法：プレゼンテーション形式

提案時間：説明 20 分以内 質疑 10 分程度 （予定）

参加人数：5 名程度

注意点

- ・プレゼンテーションは、提出した提案書をもとに行うことを原則とするが、パワーポイントを用いることも可とする。その場合、提案書の内容に沿ったものとする。
- ・説明に用いるパソコン及びプロジェクターの使用は可とする。その場合、パソコン及びプロジェクターは応募者が持参すること。（スクリーンは市にて用意）
- ・プレゼンテーション当日に追加資料を配布することは不可とする。

イ) 結果通知

審査結果は、令和 6 年 2 月下旬に電子メールにより通知する。また、市公式ホームページにも掲載する。

ウ) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提案期限を過ぎて提案書が提出された場合。
- ② 提出した書類に虚偽の記載があった場合。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ④ 本募集要項に違反すると認められる場合。
- ⑤ 提案書の事業費が限度額を超えている場合

## 10 契約に関する事項

(1) 契約の手順

市と優先交渉権者は、協議の結果、双方が合意した場合に契約締結のための手続きを行う。

(2) 契約の時期

令和 6 年 3 月下旬

(3) 契約保証金

免除

(4) 契約の概要

市と優先交渉権者が、本募集要項、提案書及び維持管理計画書に基づき、契約が成立した場合に締結するものであり、事業者が遂行すべき工事及び維持管理に関する業務内容、支払い方法などを定めるものとする。

また、市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確にし、相互の確認事項や方法、時期等について明記するものとする。

(5) 支払いの概要

ESCO サービス料：令和 7 年 4 月から令和 17 年 3 月まで （年額均等払い）

11 事務局

担当窓口 : 掛川市役所 都市建設部 維持管理課 維持係  
所在地 : 〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1  
電話番号 : 0537-21-1154  
FAX番号 : 0537-21-1165  
電子メール : [tosikei@city.kakegawa.shizuoka.jp](mailto:tosikei@city.kakegawa.shizuoka.jp)  
ホームページ : <https://www.city.kakegawa.shizuoka.jp>